

〇 〇〇税理士会綱紀規則（準則）

	〔昭和 42 年 6 月 9 日〕 制 定
全改	昭和 55 年 9 月 18 日
変更	昭和 57 年 6 月 3 日
	平成 13 年 9 月 4 日
	平成 14 年 3 月 25 日
全改	平成 18 年 9 月 5 日
変更	平成 26 年 9 月 4 日
	平成 28 年 3 月 23 日
	令和 3 年 1 月 14 日
	令和 4 年 1 月 13 日
	令和 4 年 11 月 22 日

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、会則第〇〇条の規定に基づき、会員の品位保持及び使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）の監督に関し、必要な事項を定める。

（会則等の遵守）

第 2 条 会員は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）の会則並びに本会の会則、規則及び細則（以下「会則等」という。）を誠実に守らなければならない。

（使命及び職責の遂行）

第 3 条 会員は、税理士法（以下「法」という。）第 1 条に規定する税理士の使命の重要性を認識し、その職責を遂行するため、高潔な人格の陶冶と円満な常識の涵養に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。

（品位保持）

第 4 条 会員は、その使命に鑑み各自その品位を保持するとともに、常に税理士の社会的信用の向上に努めなければならない。

第 2 章 遵守事項

（事務所の設置）

第 5 条 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、税理士業務を行うための事務所（その所在地及び外部に対する表示が、

税理士業務の本拠として適切なものであることを要する。)を設けなければならない。

- 2 税理士会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、税理士業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。
- 3 税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

（業務の制限）

第6条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた公務員であった税理士会員は、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。ただし、法第42条ただし書の承認を受けた者についてはこの限りでない。

（所属税理士の業務）

第6条の2 所属税理士である税理士会員（以下この条において「所属税理士」という。）が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

- 2 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

（1）所属税理士である旨

（2）その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地

（3）その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨

（4）自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨

- 3 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名しなければならない。

- 4 所属税理士は、第2項の規定により説明を行った場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名を得なければならない。

- 5 所属税理士は、前項の署名を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

- 6 所属税理士は、第1項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

（税務代理の権限の明示）

第7条 会員は、税務代理に当たっては、税理士法施行規則第15条に規定する税務代理権限証書を税務官公署に提出しなければならない。

(税理士証票の携行等)

第8条 税理士会員は、税理士業務を行うときは、税理士証票を携行し、税理士会員章を着用しなければならない。

2 税理士会員が税務代理を行うときは、税務官公署の職員に税理士証票を提示しなければならない。

(署名の義務)

第9条 会員が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。

2 会員が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

(業務委嘱契約)

第10条 会員は、委嘱者との業務委嘱契約を忠実に守り、紛議等が生じないように努めなければならない。

2 会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。

3 会員は、業務委嘱契約を解除したときは、やむを得ない事由による場合を除き、すみやかに委嘱者に帰属する帳簿等を返還しなければならない。

(脱税相談等の禁止)

第11条 会員は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第12条 会員は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第13条 税理士会員は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(税務支援への従事義務)

第14条 税理士会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。

2 税理士会員は、本会から前項の従事の要請があった場合は、病氣療養そ

の他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

- 3 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員は除く。）は、その事務所において執務又は勤務する税理士会員が第1項に規定する税務支援に従事する場合において、これに協力をしなければならない。

（研修の受講義務）

第15条 税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会等が行う研修を受けなければならない。

- 2 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、その事務所において執務又は勤務する税理士会員が前項に規定する研修を受講することに理解を示し、協力をしなければならない。

（帳簿作成の義務）

第16条 会員は、委嘱された税理士業務に関して、連合会が定める標準様式に準拠する帳簿を作成し、記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。

（使用人等の監督）

第17条 会員（所属税理士である税理士会員を除く。）は、税理士の業務に係る使用人等が、会則等に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

（助言義務）

第18条 会員は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

（不正な税務代理等の禁止）

第19条 会員は、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしてはならない。

- 2 会員は、自己以外が作成した税務書類について、署名してはならない。

（業務の執行方法）

第20条 会員は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

（会費の負担義務）

第21条 会員は、本会、県連合会及び支部の会費を負担しなければならない。

ない。

(異動前の税理士会及び支部における会費の負担義務)

第21条の2 会員は、前条の会費に併せて、過去に所属していた税理士会、県連合会及び支部の会費について、その税理士会及び支部における会則等に基づき、在籍期間の会費負担義務を引続き履行しなければならない。

(業務の広告)

第22条 会員は、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き、広告することができる。

2 前項の広告に関し必要な事項は、細則で定める。

(名義貸しの禁止)

第23条 会員は、いかなる場合においても、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させ、又は利用するおそれのあるような便宜を与えてはならない。

(非税理士との関連排除)

第24条 会員は、直接であると間接であると又は有償であると無償であるかを問わず、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者又はその疑いのある者と次の関係を結んではならない。

- (1) 税理士業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。
- (2) 業務上のあっ旋を受け、又は紹介すること。
- (3) 実質上の使用人となり、又は雇用すること。
- (4) 業務を代理し、又は業務に関与すること。
- (5) 業務上の便宜を与えること。

(業務侵害行為の禁止)

第25条 会員は、直接であると間接であるかを問わず、他の税理士又は税理士法人の業務を不当又は不公正な方法によって侵害するような行為をしてはならない。

(虚偽不正証明の禁止)

第26条 会員(税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。)は、その使用人等の身分等に関し虚偽又は不正の証明をしてはならない。

(税理士業務報酬の設定)

第27条 会員は、税理士業務報酬を請求するときは、合理的な算定根拠に

よらなければならない。

2 会員は、自らの報酬算定基準を予め定め、税理士業務報酬に関する委嘱者の質問に答える用意がなくてはならない。

(綱紀違反者等の通知)

第28条 会員は、他の税理士（税理士であった者を含む。）若しくは税理士法人又はその使用人等に信用又は品位を著しく害する行為があり、若しくはその疑いがあることを知ったときは、その所属する支部又は本会に通知しなければならない。

(社員の常駐)

第29条 税理士法人会員の事務所には、本会の税理士会員である社員を常駐させなければならない。

(社員の競業の禁止)

第30条 税理士法人の社員である税理士会員は、自己若しくは第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならない。

第3章 監督

(一般的監督)

第31条 会員は、本会若しくは支部又は連合会が必要であると認めて、その業務に関し報告を求め、又は勧告若しくは指示をしたときは、これに従わなければならない。

(個別監督)

第32条 会員は、本会若しくは支部又は連合会が必要であると認めて、その業務に関する調査又は質問をしたときは、これに応じなければならない。

第4章 雑則

(理事会への委任)

第33条 この規則の取り扱いに関し必要な事項は、理事会で定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年9月5日から施行する。

附 則（平成26年9月4日）

この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日）

この改正規定は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 14 日）

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙様式の改正規定は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 13 日）

この改正規定は、令和 4 年 1 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 1 月 22 日）

この改正規定は、令和 4 年 1 1 月 22 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 28 条の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。